

高知県高等学校PTA連合会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、高知県高等学校PTA連合会(以下「高P連」という)規約第4条第7項に基づき、本会の事業の推進に顕著な功績が認められる個人及び団体に対して表彰することを目的とする。

(被表彰者または団体の選考基準)

第2条 PTA活動に顕著な功績があった者または団体とする。

(被表彰者数)

第3条 被表彰者数は、東部地区3名、高知地区4名、高吾地区3名、幡多地区3名、特別支援学校支部3名を原則とする。

- 2 被表彰者数は、16名を越えないものとする。ただし、地区及び特別支援学校支部からの被表彰者数が越える場合には、推薦順立を記し、その範囲内で選考することができる。

(被表彰者の選考方法)

第4条 被表彰者の選考方法は、次のとおりとする。

- (1) 高P連表彰審査委員会で選考する。
- (2) 単位PTA(以下「単P」という)より具申を受け、各地区幹事校及び特別支援学校支部長校から推薦があった者の中から選考する。
- (3) 被表彰者は、現職及び現職退任後1年(退任の次年度)以内の者の中から選考する。
- (4) その他表彰審査委員会が、特に必要と認めた場合には選考の対象とする。
- (5) (2)～(4)について、所定の期日までに被表彰者の表彰具申書を、高知県教育長に提出し、承認を受けなければならない。

(被表彰者の表彰方法)

第5条 表彰は、高知県教育長、高P連会長の連名で表彰状を授与する。その際、記念品を贈呈することができる。

- 2 表彰の名称は、高知県教育長・高知県高等学校PTA連合会会長功労者表彰とする。

(表彰審査委員会の構成)

第6条 表彰審査委員会は、本会の役員会及び高知県教育委員会代表者によって構成する。

(表彰の時期)

第7条 毎年度、高P連第3回研修会または定期総会において行うことを原則とする。

(特別表彰)

第8条 この規程の定めるほか、本会が特別表彰及び感謝状贈呈を行うときは、その都度表彰審査委員会で、これを決定する。

(その他の表彰)

第9条 全国高等学校PTA連合会(以下「全P連」という)会長表彰については、以下の基準を原則とし、表彰審査委員会を経て上申する。

<個人>

- (1) 高P連会長、高P連事務局長及び校長協会会長から、推薦があった者。ただし、以下の基準を原則とする。
 - ① 高P連役員または高P連段階の表彰をうけた者
 - ② 現職の役員(顧問を除く)または役員退任後1年(退任の次年度)以内の者
- (2) 2名以内

<団体>

- (1) 単Pからの依頼を受け、各幹事校または支部長校からの推薦のあった単P
 - (2) 2団体以内
- 2 高P連の会長・事務局長・事務局員については、全P連における以下の基準を原則とし、表彰審査委員会を経て上申する。
- (1) 高P連会長は、役員表彰枠として推薦

(2) 高P連事務局長は、5年以上従事した者

(3) 高P連事務局員は、(2)に同じ

第10条 高知県教育委員会及びその他の組織からの表章推薦については、その都度表章審査委員会で審議し、被表章者または団体候補を決定する。ただし、会長が審議の暇がないと認める場合は、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により、専決処分をしたときは、これを役員会に報告し、その承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

この規程は、平成16年2月7日一部改正

この規程は、平成21年2月7日一部改正

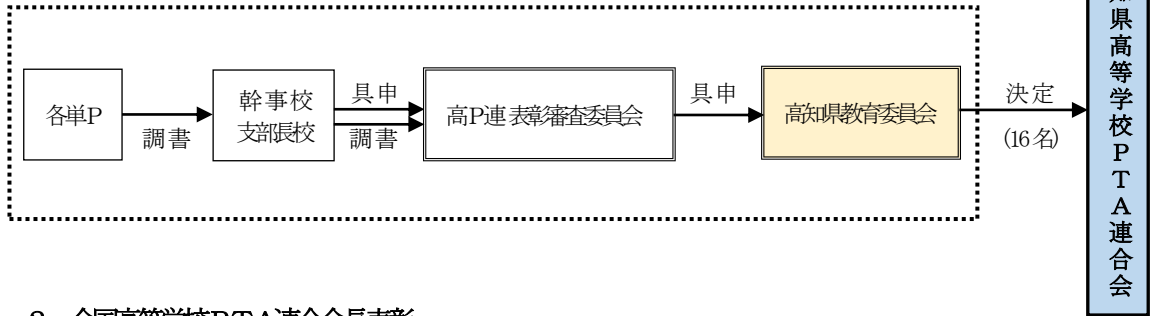
この規程は、平成22年6月26日一部改正

この規程は、令和5年7月1日一部改正

<参考資料>

被表彰者及び団体等の決定フローチャート

1 高知県教育長及び高知県高等学校PTA連合会長功労者表彰



2 全国高等学校PTA連合会長表彰

